

## 1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢

「いじめは人として決して許されない行為」である。また、「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうる」という危機意識を常にもつことが重要である。

こうした基本認識に立ち、本校では、全ての児童がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係のもと、お互いのよさを認め合い、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、全教職員が一致協力して、「いじめのない明るく楽しい学校づくり」に最大限努力する。

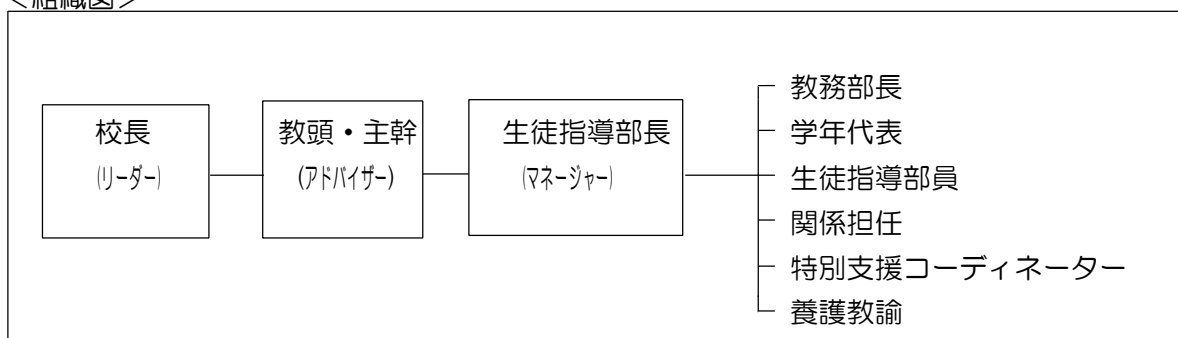
## 2 いじめ防止対策推進の基本的な考え方

- (1) 「いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢」を全教職員及び保護者等で共有し、関係機関や地域住民等の協力も得ながら、いじめの根絶に向けた組織的な取組を推進する。
- (2) 校長をリーダーとする、いじめ防止対策推進の中核を担う組織を校内に設置し、実効性のある取組を推進する。
- (3) 児童の心身や財産に重大な被害を与えるような重大ないじめに対しては、設置者や専門機関等の協力を得て、事実解明等を行う緊急の調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じる。

## 3 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

- (1) いじめ防止対策を実効的に行う組織として「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。
- (2) 校長は、本委員会を定期的に招集するとともに、必要に応じて臨時に招集する。

<組織図>



- \* 校長（リーダー）は、いじめ防止対策に係る基本的な方向性を示し、取組内容を決定する。
- \* 教頭・主幹（アドバイザー）は、校長の方針に基づき、生徒指導部長（マネージャー）及び構成員に必要な指示並びに指導助言を行う。
- \* 生徒指導部長（マネージャー）は、対策推進のための実務的な連絡及び調整を行う。

## 4 「いじめ防止対策推進委員会」の責務

「いじめ防止対策推進委員会」は、いじめ根絶に向け、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) いじめ防止基本方針の策定と公開
- (2) いじめ根絶に係る児童の自治活動の推進
- (3) 児童の思いやりの心など豊かな心の育成
- (4) 児童の望ましい人間関係や自己有用感の育成
- (5) 児童の情報モラルの育成

- (6) ネット・トラブルの対応
- (7) いじめの早期発見・早期解消
- (8) いじめの再発防止
- (9) 関係機関との連携
- (10) 保護者等への適切な情報提供
- (11) いじめの問題及び児童理解に係る教職員の研修の企画と運営
- (12) いじめ防止対策推進に係る学校評価の推進
- (13) その他、いじめ防止対策推進に関すること

## 5 具体的な取組内容（例）→\*「年間計画」参照

### (1) 未然防止の取組

- ① いじめに関する一斉学習の実施（学級活動又は道徳の時間）
- ② 全校集会の実施（いじめ防止標語発表会等 10月）
- ③ いじめ・非行防止強調月間（6月，10月）の設定
- ④ 参観日における道徳の授業公開
- ⑤ 保護者懇談会の開催  
（いじめ防止基本方針の説明やネットトラブル未然防止について ※市教委作成資料の活用）
- ⑥ いじめの問題に関する校内研修の実施〔生徒指導事例研修を含む〕
- ⑦ 「旭川市生徒指導研究協議会」への参加
- ⑧ ボランティア活動の実施（プラタナスクリーン作戦等）
- ⑨ 外部講師を招いた豊かな心を育む講演会の実施
- ⑩ 地域行事への参加（丘の上音楽祭等）
- ⑪ 小中連携の推進（情報交流・授業参観等）

### (2) 早期発見・早期解消の取組

- ① 相談窓口の紹介（→\*「主な相談機関」参照）
- ② 児童との教育相談の実施（①6月 ②10月）
- ③ 保護者との教育相談の実施（10～11月）
- ④ 児童へのアンケート調査の実施
- ⑤ 生徒指導部会，学年会議等の定例開催（情報交換，情報共有）
- ⑥ ネットパトロールの実施
- ⑦ 関係機関，地域住民等からの情報収集
- ⑧ いじめ防止対策推進委員会における対策の検討

## 6 いじめ発生時の対応 →\*「いじめ発生時対応フロー」参照

### (1) いじめの把握

- いじめアンケート調査による把握
- いじめを受けた本人（又は保護者）からの訴え
- 周囲の児童からの情報
- 教職員の観察による発見
- 関係機関，地域住民等からの通報
- その他

- (2) 初期対応
  - いじめの発見者（把握者）から関係学年代表，学級担任等への情報提供
  - 関係学年代表，学級担任等による関係児童への事実確認及び指導
  - いじめ防止対策推進委員会への情報提供
  
- (3) いじめの報告
  - いじめの発見者（把握者）から生徒指導部長（マネージャー）へ報告  
＜生徒指導部長（マネージャー）から関係学年代表，学級担任等へ調査の指示＞
  - 生徒指導部長（マネージャー）から教頭（アドバイザー）へ報告  
＜教頭（アドバイザー）から生徒指導部長（マネージャー）へ必要な指示＞
  - 教頭（アドバイザー）から校長（リーダー）へ報告  
＜校長（リーダー）から教頭（アドバイザー）へ必要な指示＞
  - 校長（リーダー）によるいじめ防止対策推進委員会の招集
  
- (4) いじめ防止対策推進委員会の招集
  - 事実関係の解明
  - 指導方針の確認
  - 個別指導の検討
  - 役割分担の協議
  - 対応チームの編成
  - 関係機関との連携
  - 全教職員による共通理解の形成
  
- (5) いじめの解消
  - いじめを受けた児童への対応
  - いじめを行った児童への対応
  - 周囲の児童への対応
  - 保護者への対応
  - 教育委員会への報告（指導助言やいじめ早期対応チームの要請）
  - 関係機関への相談（児童相談所，スクールソーシャルワーカー，各種相談室等）
  - 「子どもの健全育成サポートシステム」の活用
  
- (6) 再発防止に向けた取組（いじめ防止対策推進委員会において検討）
  - 原因の詳細な分析
  - 学校体制の改善・充実
  - 教育内容及び方法の改善・充実
  - 家庭，地域との連携強化

## 7 重大事態への対処

- (1) 重大事態の把握
  - 重大事故・事案の発生
  - 本人及びその保護者からの申し立て
  - 教育委員会，警察等関係機関からの通報

○ その他

※ 重大事態か否かの判断は、法や国の基本方針等を参考にする。

(2) 重大事態の調査

○ いじめ防止対策推進委員会の緊急招集，調査の実施

○ 事実の整理，校長（リーダー）への報告

(3) 重大事態の報告，通報

○ 教育委員会への報告，早期対応チーム派遣等支援の要請

○ 犯罪行為が認められる場合等は，警察への通報，支援の要請

(4) 調査組織の設置（教育委員会の指示により設置）

○ 校内調査委員の選定

○ 校外の専門家への協力依頼〔いじめ早期対応チーム（教育指導課），スクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラー，スクールサポーター等〕

○ 「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の派遣要請

○ 加害者への教育的措置の検討

○ 被害者の救済措置の検討

○ 調査及び対応結果の教育委員会への報告

(5) 措置の実施

○ 教育委員会の指示に基づく措置の実施

# いじめ発生時対応フロー

## 【いじめの把握】

- いじめアンケート調査による把握
- 周囲の児童からの情報
- 関係機関、地域住民等からの通報
- いじめを受けた本人（又は保護者）からの訴え
- 教職員の観察による発見
- その他

## 【初期対応】

- 発見者（把握者）  
↓ <情報提供>
- 関係学年代表、学級担任等  
↓ <事実確認、指導>
- 関係児童への事実確認及び指導  
↓ <情報提供>
- いじめ防止対策推進委員会

## 【いじめの報告】

- 発見者（把握者）  
↓ <報告>
- 生徒指導部長（マネージャー） → <調査の指示>
- ↓ <報告> ↑ <指示>
- 教頭・主幹（アドバイザー）  
↓ <報告> ↑ <指示>
- 校長（リーダー）  
↓ <招集>
- いじめ防止対策推進委員会

## 【いじめ防止対策推進委員会の招集】

- 事実関係の解明
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担の協議
- 対応チームの編成
- 関係機関との連携
- 全教職員による共通理解の形成

## 【いじめの解消】

- いじめを受けた児童への対応
- 周囲の児童への対応
- 教育委員会への報告（指導助言やいじめ早期対応チームの要請）
- 関係機関への相談（児童相談所、スクールソーシャルワーカー、各種相談室等）
- 「子どもの健全育成サポートシステム」の活用
- いじめを行った児童への対応
- 保護者への対応

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周りにいる児童
校内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徹底して守り通す。</li> <li>・関係機関等と連携を図り、最善の手立てにより早期解消を図る。</li> <li>・心のケアに努め、自尊感情を高める。</li> <li>・安全確保のための巡視体制を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人の人権を侵す行為であることを気付かせ、他人の痛みを理解させる。</li> <li>・いじめは人間として絶対に許されない行為であることを自覚させる。</li> <li>・不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせることの大切さに気付かせる。</li> <li>・いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為も許されないことに気付かせる。</li> <li>・みんなの力でいじめをなくし、よりよい生活をつくることの大切さを自覚させる。</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ発生に対する謝罪及び事実経過の説明をする。</li> <li>・今後の指導の方針及び具体的な手立てについて説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実経過の説明をして、家庭における指導を要請する。</li> <li>・いじめられている児童及び保護者への謝罪に立ち会い、仲介する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の内容や保護者の意向を確認の上、教育的配慮の下、学級懇談会等で事実経過について説明する。</li> </ul>

## 【再発防止に向けた取組】

(\*いじめ防止対策推進委員会において検討)

- |   |  |  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原因の詳細な分析                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実の整理、指導方針の再確認</li> <li>・外部専門家チームによる助言</li> </ul> </li> <li>○ 学校体制の改善・充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導体制の点検・改善</li> <li>・教育相談体制の強化（スクールカウンセラーの派遣要請等）</li> <li>・校内研修の充実〔生徒指導事例研究等〕</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育内容及び方法の改善・充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年、学級経営の見直し（心の居場所づくり、人間関係づくり、信頼感の醸成）</li> <li>・豊かな心を育てる指導の充実（学級活動、道徳の時間、集団活動、体験活動等）</li> <li>・授業改善（魅力があり分かる授業、認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導）</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭、地域との連携強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な情報提供（教育方針、教育活動の公開）</li> <li>・開かれた学校評価の推進（アンケート、学校関係者評価、結果の公表等）</li> <li>・保護者懇談会等の実施</li> <li>・PTA活動の活性化</li> <li>・PTA活動や地域行事への積極的な参加</li> </ul> </li> </ul> |
|---|--|--|

# ◆いじめの防止等の対策に係る年間計画

未然防止 ——— 早期発見 ………

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教 職 員	◆いじめ防止対策委員会（定期的） ※必要に応じて臨時に開催					
	◆生徒指導部会，学年部会等の定例開催					
	◆職員会議 ・いじめ防止基本方針 ・年間計画 ・1学期の計画 ・情報交換 等	◆生徒指導事例研究会①(5月22日) ・情報交流 ・今後に向けて		◆職員会議 ・1学期の反省 ・情報交換 等		◆職員会議 ・2学期の計画 ・情報交換 等
	◆学校ネットパトロール	◆授業参観交流		◆参観日における 道徳授業の公開 ・「いじめ」を共通のテーマ(全学級2月までに)		◆旭川市生徒指導研究協議会への参加
	◆保護者懇談会の開催(5月参観日) ・いじめ防止基本方針 ・ネットトラブル未然防止 ・市教委作成資料の活用	◆いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・関係機関 等	◆道教委いじめ問題への取組状況の調査①	◆いじめに関する実態調査①		◆道教委いじめ問題への対応状況の調査②
	◆中1ギャップ解消等のための小中連携の推進	◆玄関先訪問 4月20日～27日	◆関係機関・地域住民からの情報収集 ・緑新っ子を育てる会 総会			
児 童	◆学習及び生活の基盤づくり ・学習のきまり ・学習習慣 ・基本的生活習慣(あいさつ・言葉づかい・廊下歩行等) ・人間関係 等	◆いじめに関する一斉学習 (学級活動又は道徳の時間)	◆教育相談① 6月13日～19日	◆道教委いじめアンケート調査①		◆いじめに関する一斉学習 (学級活動又は道徳の時間)
			◆児童へのアンケート調査①			
			◆いじめ・非行防止強調月間①			

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教 職 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆いじめ防止対策委員会（定期的） ※必要に応じて臨時に開催</li> <li>◆生徒指導部会，学年部会等の定例開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生徒指導事例研究会②(11月24日) <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交流</li> <li>・今後に向けて</li> </ul> </li> <li>◆参観日における道徳授業の公開 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ」を共通のテーマ(全学級2月までに)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職員会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2学期の反省</li> <li>・情報交換 等</li> </ul> </li> <li>◆いじめ防止等の対策に係る取組状況等の説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職員会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・3学期の計画</li> <li>・情報交換 等</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職員会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度の反省</li> <li>・次年度へ向けて</li> <li>・情報</li> </ul> </li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校ネットパトロール</li> <li>◆児童へのアンケート調査②(10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆いじめに関する実態調査②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆道教委いじめ問題への取組状況の調査②</li> <li>◆道教委いじめ問題への対応状況の調査③</li> <li>◆道教委いじめアンケート調査②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆いじめに関する実態調査③</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆校下小中学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換</li> <li>・卒業生の引継等</li> </ul> </li> </ul>	
児 童	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆保護者との教育相談 10月30日～11月7日</li> <li>◆いじめ・非行防止強調月間②(10月)</li> <li>◆ボランティア活動の実施(5・6年) <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラタナスクリーン作戦</li> </ul> </li> <li>◆地域行事への参加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・丘の上音楽祭(5年)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆全校集会の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止標語発表</li> </ul> </li> <li>◆ネット安全教室(5年)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童へのアンケート調査③</li> </ul>			

## 主な相談機関

### ◆不登校・いじめ相談室（旭川市教育委員会）

月・木 8:45~20:00 0166-26-3226

火・水・金 8:45~17:00

### ◆家庭児童相談室

月~金 8:45~17:15 0166-25-6418

### ◆子ども家庭相談室

月~土 10:00~16:45

北門児童センター 0166-52-0765

永山児童センター 0166-47-8008

神居児童センター 0166-69-2225

神楽児童センター 0166-63-6201

### ◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

月~金 8:30~17:00 0166-53-7838

### ◆24時間いじめ電話相談（北海道立教育研究所）

毎日24時間・・・・・・・・・・・・・・・・0120-3882-56

月~金 10:00~17:00・・・・・・・・0120-3882-86

### ◆少年相談110番（北海道警察本部）

月~金 8:45~17:30 0120-677-110

### ◆本校によるスクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立緑新小学校

TEL 65-0735